

# 調査結果の概要

## 第I章 雇用と生活の条件

### 1. 雇用条件

#### [雇用形態]

職種別にみると、「助産婦」は5%にすぎず、「看護婦」が64%、「准看護婦」が30%である。准看護婦全体の1/8は進学コースに通学しながら勤務している（図I-1）。勤務形態については、「パートタイム」は1.5%にすぎないため、本報告ではパートタイムのみを取り出して言及しない。

#### [経験年数・勤続年数]

中断していた期間をのぞいた看護職としての経験年数は、年令のグラフに似た変化を示し、平均経験年数は13.6年である。職種別にみる

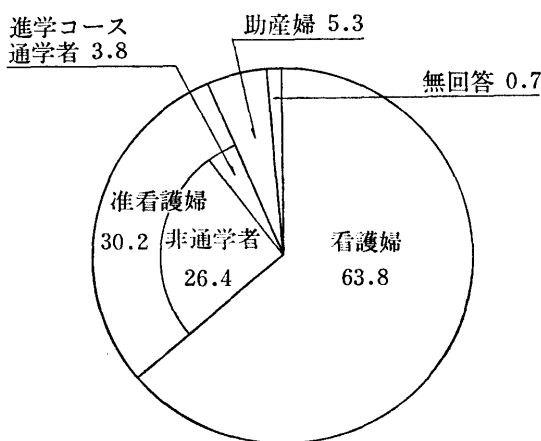


図 I-1 職種 (単位%)

と、「准看護婦」の約60%までが経験年数「9年以下」と短く、平均経験年数10.0年であるのに対し、「看護婦」は逆に10年以上が約60%であり、平均15.2年に達する。「助産婦」の平均経験年数は12.0年である（図I-2）。現在の職場での平均勤続年数は、一般女子労働者は5.5年（昭和49年、賃金構造基本統計調査）と短いですが、看護職は9.8年である。そして、経験年数と勤続年数をあわせてみると、全体の53%以上は転職を経験しているといえる。

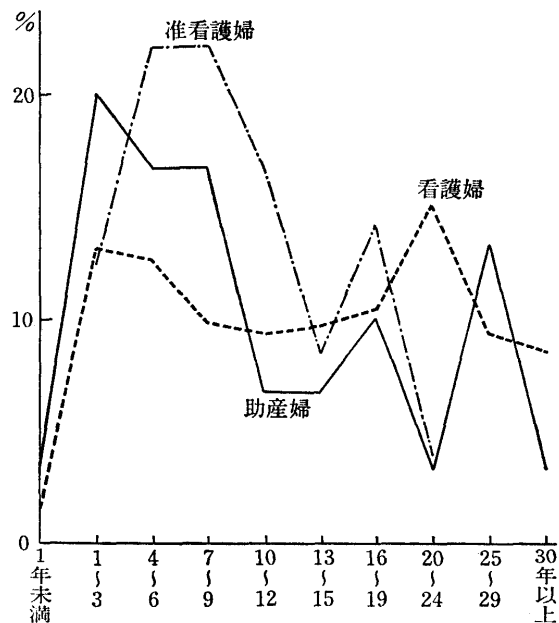


図 I-2 職種別経験年数

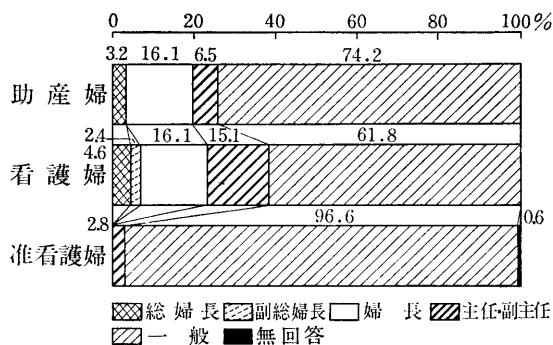


図 I-3 職種別にみた職位構成

〔職位〕

職位について、全体の約5%が「総婦長」、または「副総婦長」で、「婦長」と「主任・副主任」はそれぞれ約11%であり、残りの約73%が「一般看護職」である。ただし、職種別に顕著な差があり、「看護婦」には管理職が最も多く、「准看護婦」は「主任・副主任」がわずかにいるだけで、97%以上が「一般看護職」である（図I-3）。管理職の年齢は、「総婦長」・「副総婦長」は45才以上、「婦長」は40～49才が最も多い。「主任・副主任」の年齢はあまりかたよらず、30才から49才まで幅広い。

〔職場選択経路〕

現在の職場に入った経路は、「友人、知人の紹介によるもの」が最も多く、「学校が付属していた病院だから」というものが、これに次ぐ。

「その他」という者が20%にも達しているが、これには「自宅の近くだから」という通勤上の理由がめだつ。この他、少数だが「特定の科を希望した」

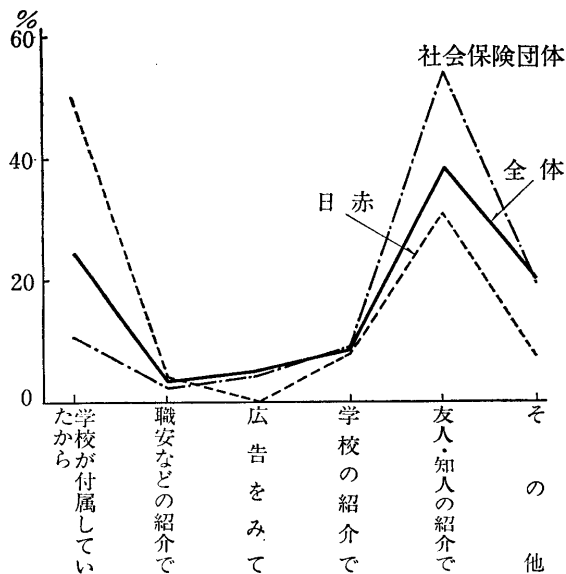


図 I-4 勤務施設の設置主体別職場選択経路

「総合病院だから」等の病院を選択した直接的な動機、理由を回答した例がみられた。

「学校が付属していた病院だから」就職したというものが、勤務する施設の設置主体によって特徴があり、「日赤」では、50%にも達し、ずばぬけて高いのに対し、「社会保険団体」ではこれは約10%とめだつて少ない（図I-4）。また、「看護婦」と「准看護婦」の比較でも、「看

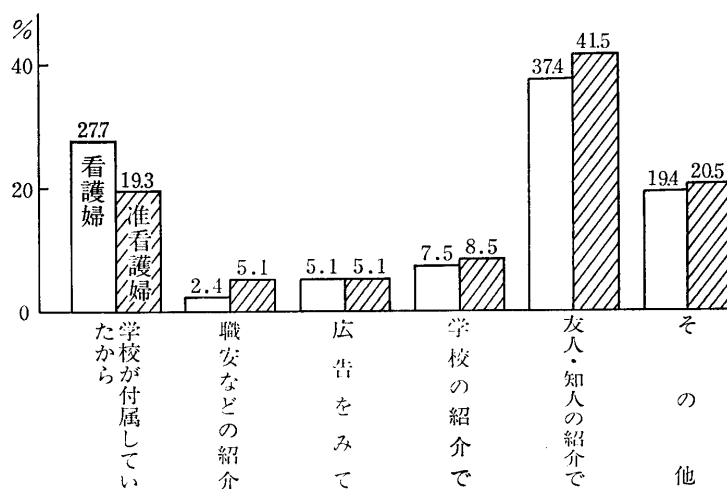


図 I-5 看護婦と准看護婦の職場選択経路

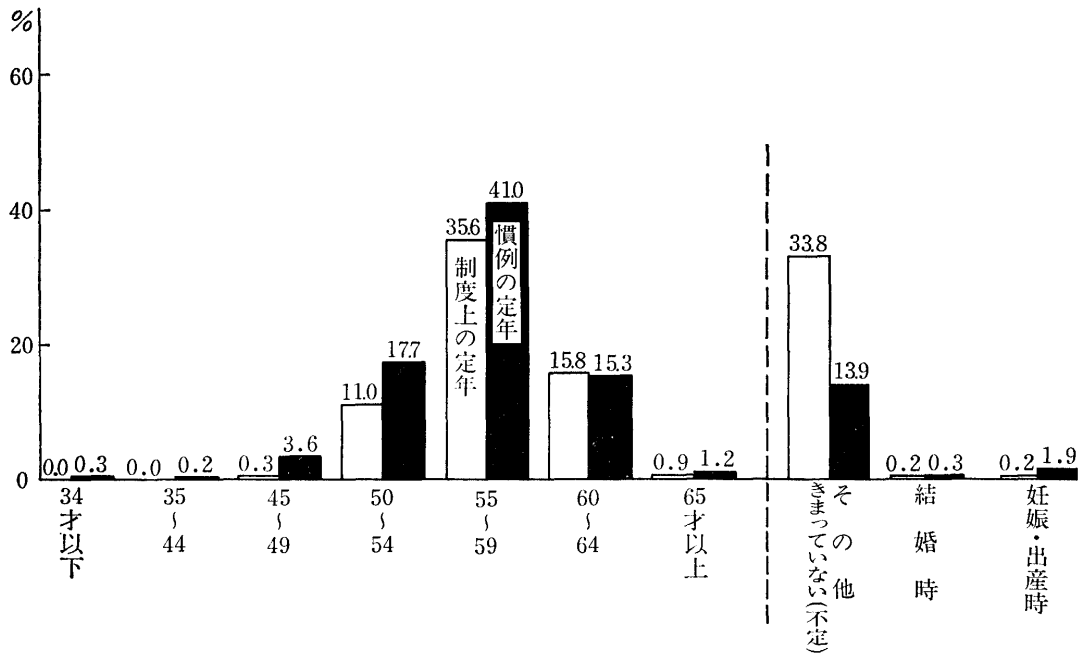


図 I-6 制度上の年と慣例の定年

護婦」の方が「学校が付属していたから」という理由で就職した者の率が高い（図I-5）。

〔定 年〕

看護職の制度上の定年は、「55才から59才」が最も多く、また、定年が「定まっていない」と答えた者が1/3に達している。これは、定年制度があっても、はっきりとは知らないという場合と、そもそも勤務施設で定年が定まっていない場合とが考えられる。

次に制度上の定年と比べると、慣例的な定年は、「不定、その他」という者がいちじるしく減り、「50～54才」、「45～49才」など比較的若い定年がふえている（図I-6）。

そして、定年の定められている者の、約2/3は制度上の定年と慣例上の定年がほぼ一致している（図I-7）。

設置主体別の特徴をみると、「国立厚生省等」と「日赤」では「定年が定まってない」と答

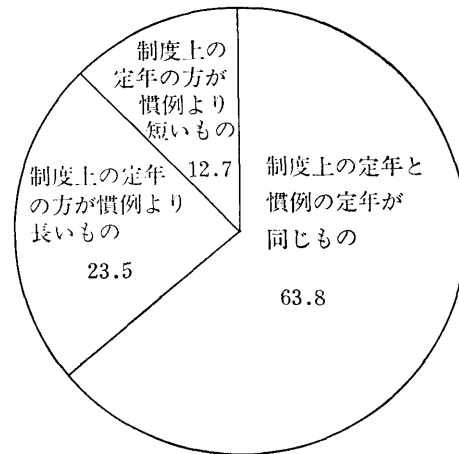


図 I-7 制度上の定年と慣例の定年との比較 (単位%)

た者が過半数を占めている。「60～64才」とやや高い定年が中心になっているのは、「国立文部省」と「社会保険団体」である。「自治体立」と「その他公立」では「50～54才」とやや若

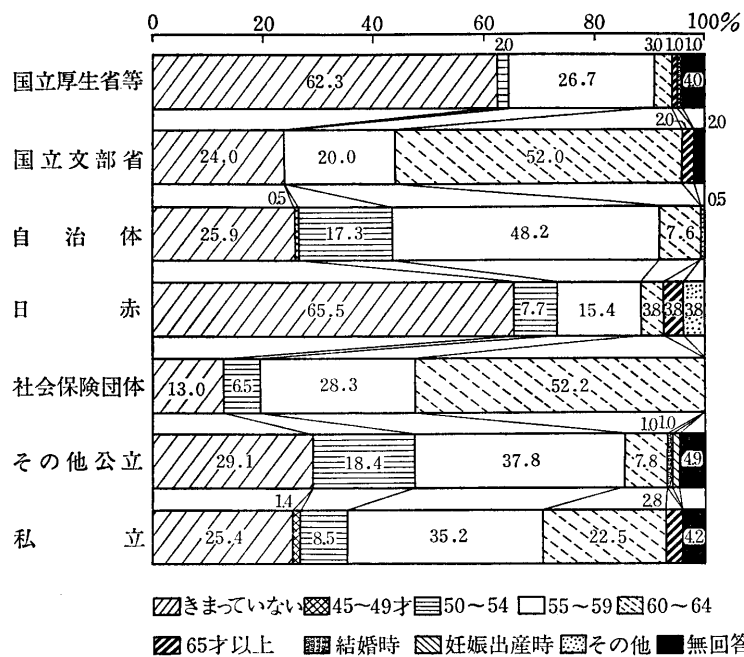


図 I-8 勤務施設の設置主体別制度上の定年

い定年が見られる（図 I-8）。

〔進学コースに通学する准看護婦〕

進学コースに通学しながら勤務している准看護婦は、平均年齢 24.6 才と、准看護婦の中でも若く、従って、平均経験年数は 6.5 年と短く、

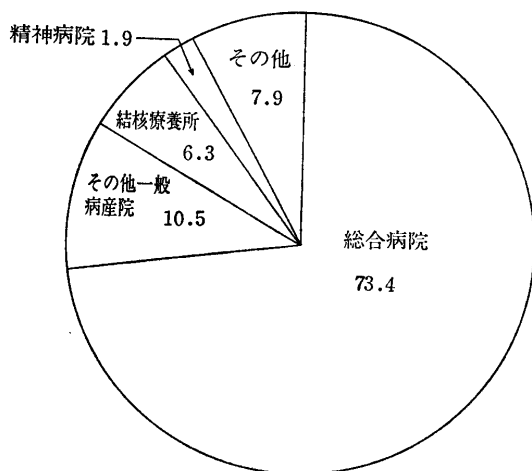


図 I-9 勤務施設の種類の種類（単位%）

「未婚者」が 68% にものぼっている。

2. 看護職の勤務する施設

〔病院の種類〕

「精神病院」, 「結核療養所」に働く人は少なく、約 84% は「一般病院」に働いている（図 I-9）。なお、「その他」が約 8% であるが、これには心身障害者等の施設あるいは研究センターや母子保健センター等、または診療所が含まれている。

〔病床規模と基準看護〕

許可病床「99 床以下」は 7%

にすぎず、全体の 2/3 は 300 床以上の大病院に働いている。「1,000 床以上」はごく少ないので、本報告書では「1,000 床以上」を「500 床以上」に含める（図 I-10）。また約 80% が基準看護をとっている施設に働き、うちわけをみる

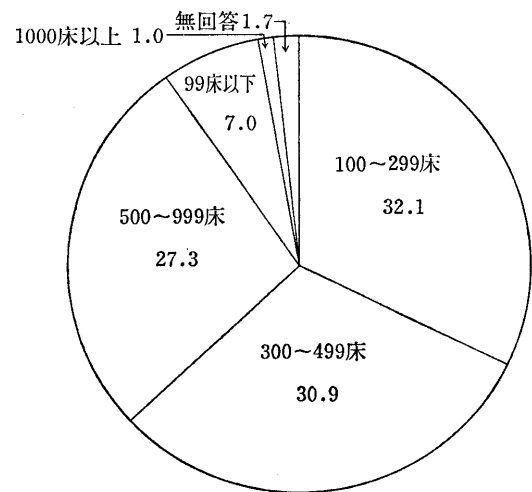


図 I-10 勤務施設の許可病床数（単位%）

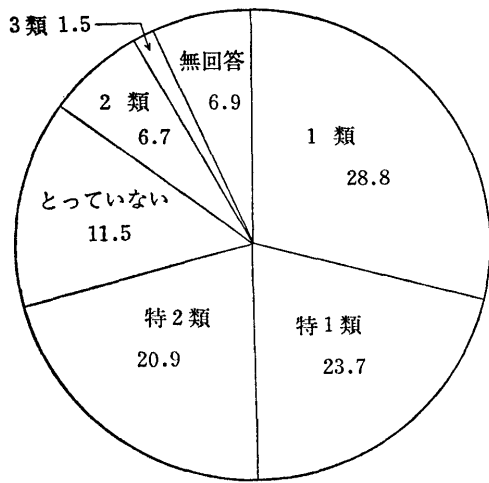


図 I-11 勤務施設のとっている基準看護 (単位%)

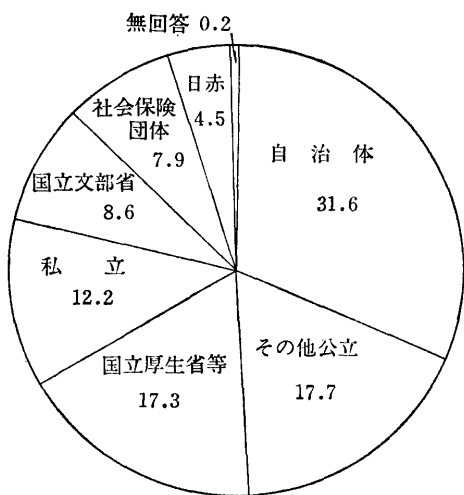


図 I-12 勤務施設の設置主体 (単位%)

と「2類 (5:1)」、「3類 (6:1)」はあわせて約8%にすぎない (図I-11)。

〔設置主体〕

「自治体立」病院に働くものが最も多く、次いで約1/4が国立であり、いわゆる公的施設に働くものが全体の88%を占めている (図I-12)。

次に、設置主体別にそこに働く看護職の属性を確かめよう。まず、職種については、「助産婦」

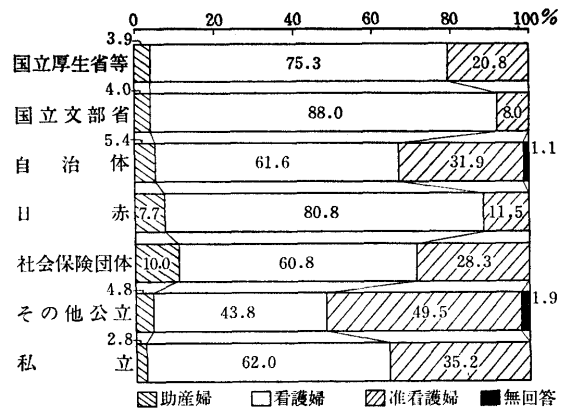


図 I-13 勤務施設の設置主体別看護職の職種

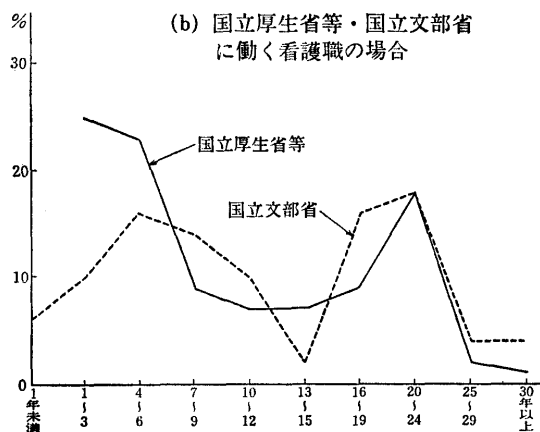
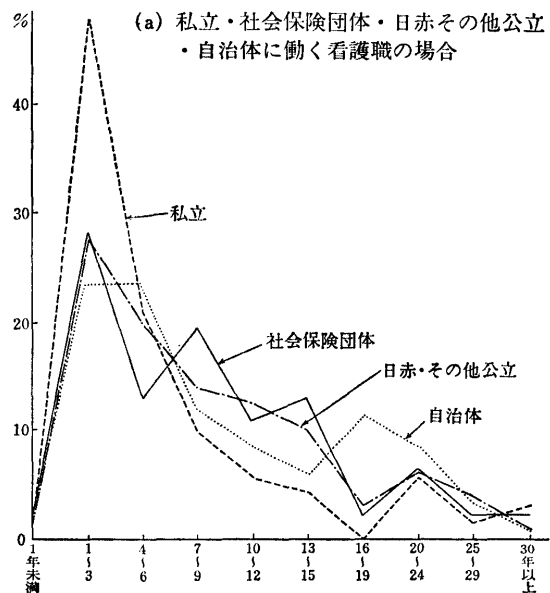


図 I-14 勤務施設の設置主体別勤続年数

の割合が「社会保険団体」でやや多い以外は、ほぼ一定している。「看護婦」と「准看護婦」の比率は差が大きい。「国立文部省」や「日赤」では、「准看護婦」はごく少なく、大部分が「看護婦」であるが、「その他公立」では准看護婦の割合が高く、看護婦とほぼ同数である（図I-13）。

勤続年数曲線には2つのパターンがみられる。「私立」、「社会保険団体」、「その他公立」、「自治体立」では勤続年数3年以下の人が最も多く、勤続年数が高い人は少ないのに対して、国立は1～6年頃と、16～24年頃の2つの山をなしている（図I-14）。平均勤続年数は「国立文部省」が13.2年と最も長く、最も短い「私立」

では7.0年である。

年齢構成をみると、国立、「社会保険団体」では30才以上が60%をこえており、「国立厚生省等」と「日赤」は平均年齢が最も高くそれぞれ37.5才と、37.2才である。「その他公立」では31.4才と比較的若い（図I-15）。

また、配偶関係は、「日赤」、「私立」では未婚者の割合が高く、「その他公立」では逆に既婚者が70%をこえている（図I-16）。

### 3. 生活の条件

看護職の生活の条件としては年齢、結婚、出産、育児などが大きな影響をもつであろう。本調査では年齢、配偶者関係、初婚年齢と配偶者

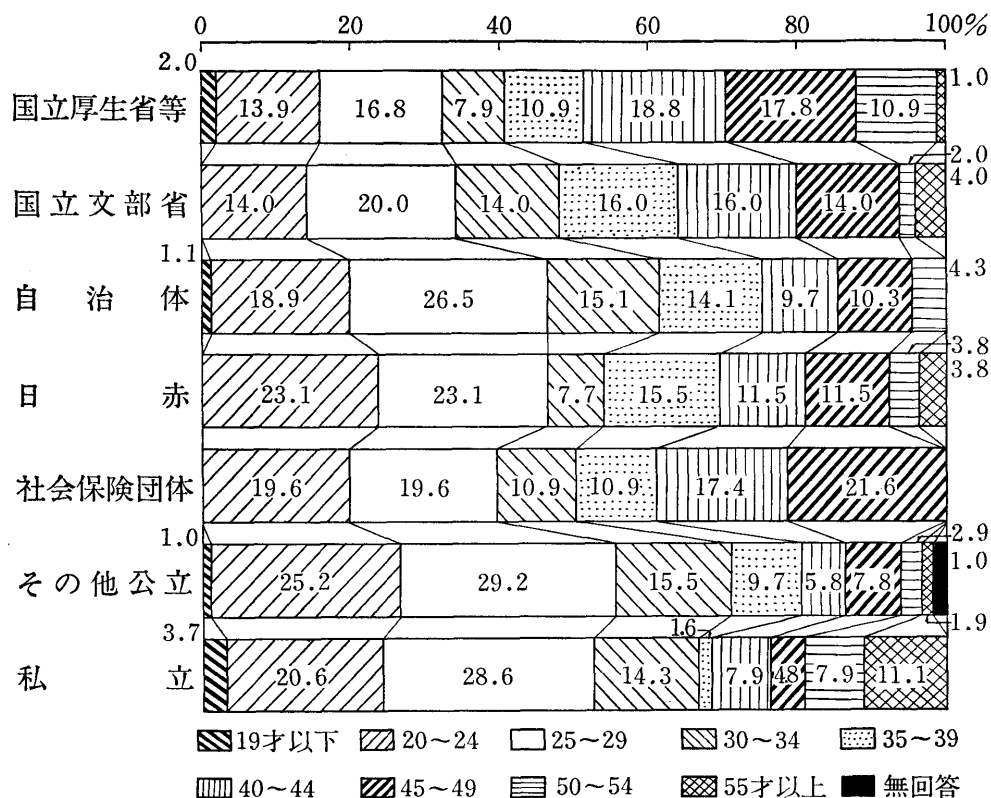


図 I-15 勤務施設の設置主体別看護職の年齢

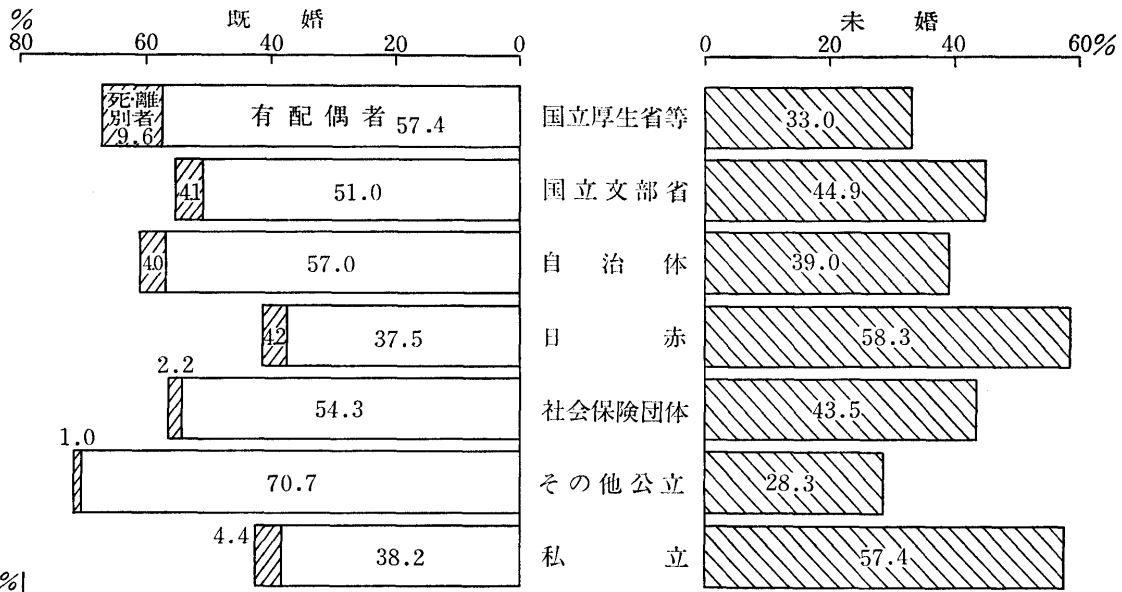


図 I-16 勤務施設の設置主体別看護職の配偶関係

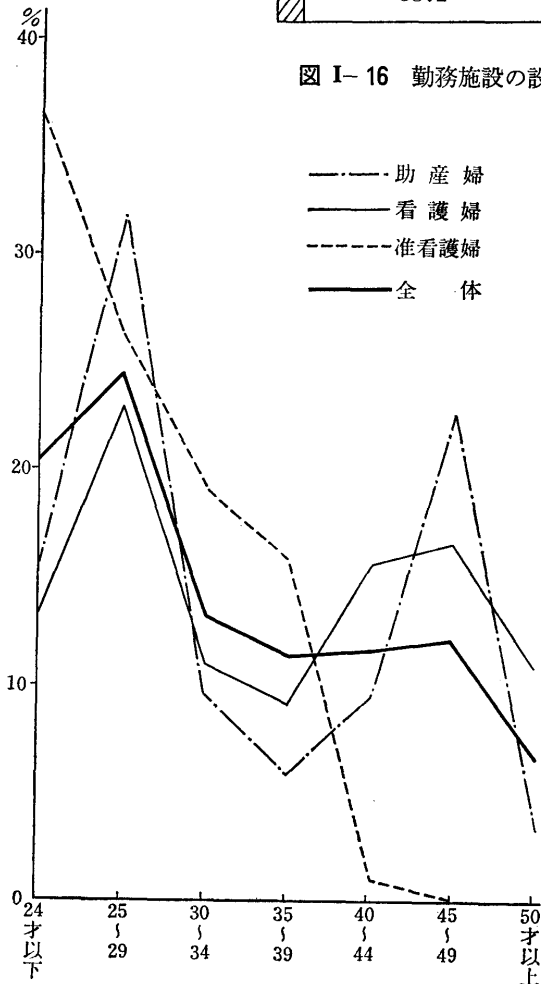


図 I-17 職種別にみた看護職の年齢

の職業、同居家族数を設問した（なお最近3年間の妊娠・出産状況については第5章母性保護参照）。

〔年 令〕

年齢構成は、30才以上が54.8%を占めており、平均年齢34.1才である。職種別にみると、「准看護婦」では逆に30才未満が約60%を占め、平均年齢も28.2才と若い。これに対して「看護婦」は40才代のベテランも多く、平均年齢が37.0才と高い。「助産婦」の平均は34.6才である（図I-17）

〔結 婚〕

「未婚者」は38%であり、既婚者が57%を占めている。既婚者のうち4%は配偶者と離・死別している。年齢別にみると24才以下の層では未婚者が大半を占め、既婚者は少ないが、30~34才までの10年間でこの割合が完全に逆転する（図I-18）。

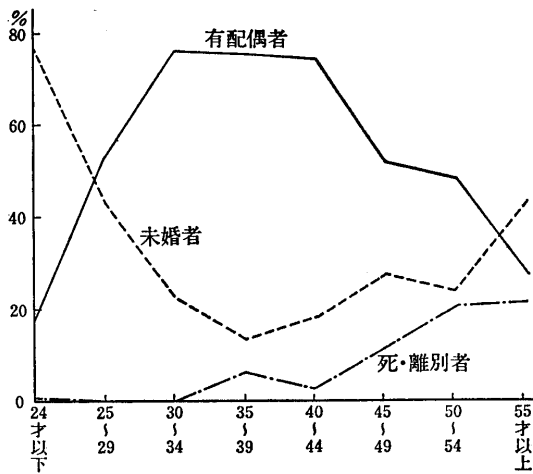


図 I-18 年齢別配偶関係

初婚年齢は「23～24才」が約 1/3 を占め、平均すると 25.0 才となった。未婚者、既婚者の割合には職種別の差があまりないが、初婚年齢については特徴がみられる。すなわち、「准看護婦」のうち 44% までが 22 才までに結婚し、平均 23.5 才である。「准看護婦」の既婚者は、結婚が早いといえよう。これに対して、「看護婦」と「助産婦」は、初婚年齢のピークが、やや高くなり、30 才以上の例もみられる。平均初婚年齢は「看護婦」、「助産婦」とも約 25.6 才である (図 I-19)。

〔配偶者の職業〕

この設問には、女性看護職の夫の職業と、わずかではあるが男性看護職の妻の職業も含まれている。最も多いのは、「専門技術職」であり、教員、医師、技師、弁護士、薬剤師、僧侶、看護婦、保母などが含まれる。そして「大企業の事務職」(いわゆるホワイトカラー)と、「中小企業の労務職」(いわゆるブルーカラー)がこれに続き、この 3 つで、配偶者の職業の過半数を

占めている (表 I-1)。

〔同居家族数 (本人を含む)〕

未婚者では、圧倒的に「本人のみ」の 1 人住いが多く、有配偶者では平均家族数が 4.3 人である。ただし、既婚者の中でも、配偶者と離・死別した人は、「2 人」暮らしが最も多く、多くても 3～4 人家族にとどまる (図 I-20)

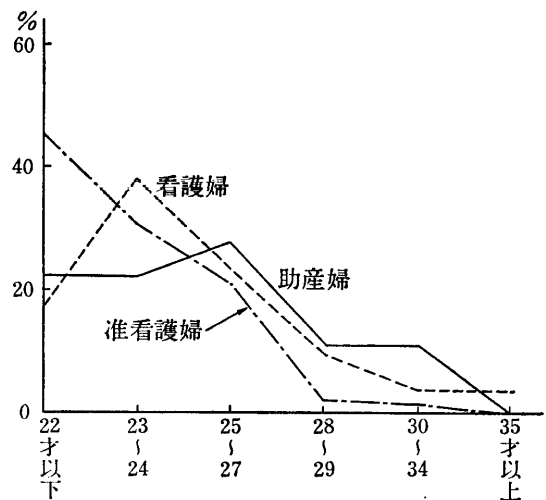


図 I-19 職種別初婚年齢

〈表 I-1〉 配偶者の職業

職業	実数	%
農林漁業	10	3.0
自営業	23	6.9
専門技術職	78	23.2
管理職	27	8.1
大企業事務	55	16.5
中小企業事務	25	7.5
大企業労務	31	9.3
中小企業労務	46	13.8
単純労働	3	0.9
その他・無職	27	8.1
無回答	9	2.7
計	334	100.0



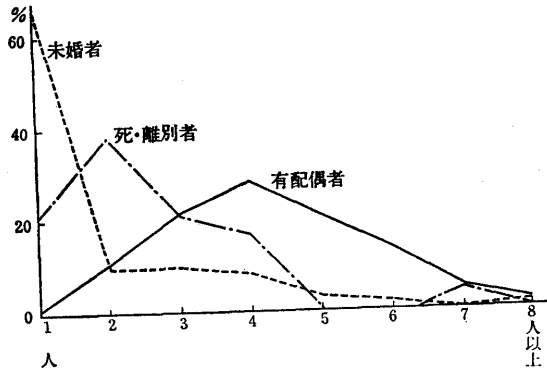


図 I-20 配偶関係別同居家族数

## 第 II 章 賃金・労働時間

### 1. 賃 金

賃金については、昭和50年10月の給与について、税込み総額、およびその内訳として基本給と時間外勤務手当をたずねた。さらに、特別給与として50年の夏期ボーナスを質問した（ただし、これは質問上の不備から、税込み総額か手取り額かが不明）。

#### 〔全体の傾向〕

税込み総額が低い人は、10万円未満が15%、逆に高い人では20万円以上が約9%であり、平均税込み総額は約140,000円となる。基本給については、20万円以上の者はごくわずかで、平均基本給は約116,300円である。基本給率の平均は83.1%となった（基本給率 =  $\frac{\text{基本給額}}{\text{税込み総額}}$ ）（図 II-1）。

時間外手当は「なし」の人が最

も多いが、2万円以上の高い人も約15%に達しており、平均時間外手当は約8,980円である（図 II-2）。

50年夏期ボーナスは、10~20万円という人がほぼ半数に達し、平均196,500円である。なお、少ない例のうち「5万円未満」という者の半数と「ボーナスなし」は、「パートタイム勤務者」である（図 II-3）。

次に、給与を個人の属性別、勤務する施設別に詳しくみていこう。

#### 〔年令と勤続・経験年数〕

管理職も含めた全体の年令別平均賃金は、年令とともにゆるやかにのびている。ただし、同時に、年令とともに管理職がふえ、40才以上

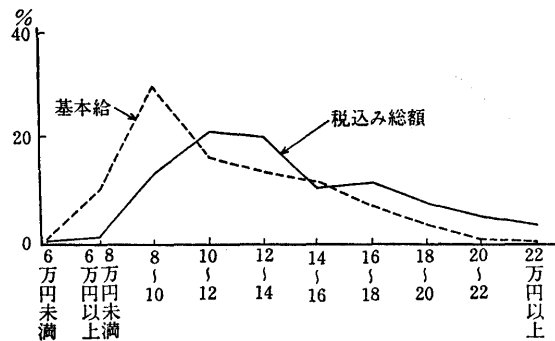


図 II-1 税込み総額と基本給額

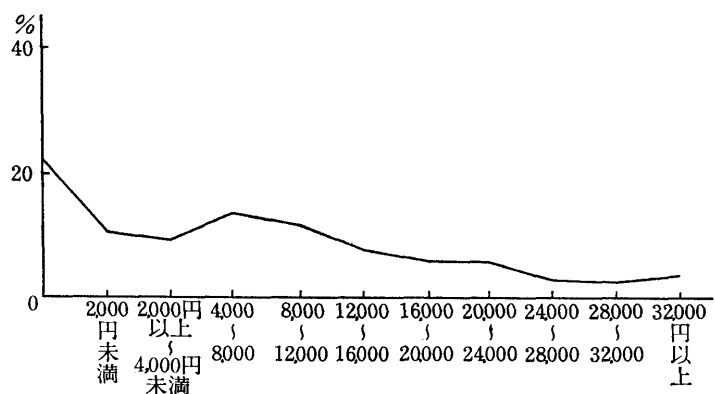


図 II-2 時間外手当額